8　条約第十三条3の規定に関し、同条3の規定の適用上、日本国については、「他方の締約国の政府」には、預金保険機構を含む。

9　条約第十四条1の規定にかかわらず、一方の締約国の政府が全面的に所有する航空運送人の使用人であって、現に当該一方の締約国の居住者であるもの又は他方の締約国の滞在の直前に当該一方の締約国の居住者であったものが当該他方の締約国内において航空運送人に対し提供する役務について受け取る報酬に対しては、当該他方の締約国においては、租税を課することができない。この9に定める租税の免除は、当該使用人が当該他方の締約国内において役務の提供を開始した日から五年を超えない期間についてのみ適用する。

10　条約第二十二条の規定に関し、同条の規定の適用に関する各締約国の法令の規定の実施は、条約第二条1(b)(4)の規定によって影響を受けるものではないことが了解される。

11　条約第二十三条の規定に関し、

(a)　同条の規定は、一方の締約国に対し、関税同盟若しくは自由貿易地域の形成により、又は全部若しくは一部が租税に関連する地域的取極であって、当該一方の締約国が当事者であるものにより、両締約国以外の国の居住者に与えられる特恵、特権その他の待遇を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

(b)　クウェート又はその地方政府若しくは地方公共団体がクウェート内において活動を行う企業に対して一般的に適用される税制を設けるまでは、同条2及び4の規定は、クウェートによって完全には実施されない。

(c)　日本国の居住者がクウェート内に有する恒久的施設に対して課される租税は、クウェートにおいて、同様の活動を行う両締約国以外の国の居住者がクウェート内に有する恒久的施設に対して課される租税よりも不利に課されることはない。

(d)　クウェートの企業であってその資本の全部又は一部が日本国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、クウェートにおいて、租税又はこれに関連する要件であって、その資本の全部若しくは一部が両締約国以外の国の一若しくは二以上の居住者により直接若しくは間接に所有され、若しくは支配されている類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。

12　条約第二十五条5の規定に関し、一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関してその依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約国の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十年二月十七日にクウェートで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
　武藤正敏
クウェート国政府のために
　ハリファ・M・ハマダ

総務大臣　新藤　義孝
外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

（右条約の英文）

CONVENTION BETWEEN
JAPAN AND THE STATE OF KUWAIT
FOR THE AVOIDANCE OF DOUBLE TAXATION
AND THE PREVENTION OF FISCAL EVASION
WITH RESPECT TO TAXES ON INCOME

The Government of Japan and the Government of the State of Kuwait,

Desiring to conclude a Convention for the avoidance of double taxation and the prevention of fiscal evasion with respect to taxes on income,

Have agreed as follows:

Article 1
Persons Covered

This Convention shall apply to persons who are residents of one or both of the Contracting States.

Article 2
Taxes Covered

1. This Convention shall apply to the following taxes:

(a) in the case of Japan:

(1) the income tax;

(2) the corporation tax; and

(3) the local inhabitant taxes

(hereinafter referred to as "Japanese tax"); and

(b) in the case of Kuwait:

(1) the corporate income tax;

(2) the contribution from the net profits of the Kuwaiti shareholding companies payable to the Kuwait Foundation for Advancement of Science (KFAS);

(3) the contribution from the net profits of Kuwaiti shareholding companies payable to support the national budget;